

～ 令和5年分について消費税の申告をされる個人事業者の方へ ～

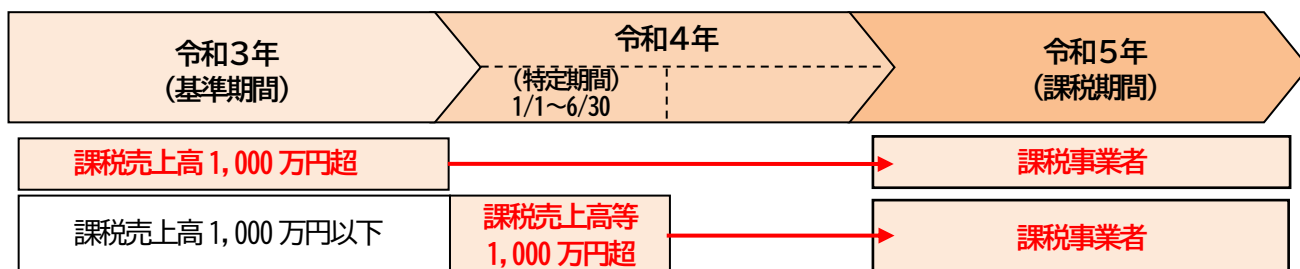
## 消費税の届出はお済みですか？

### 新たに課税事業者となる方の届出

個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「**消費税課税事業者届出書（基準期間用）**」を提出する必要があります。

### 令和5年分において課税事業者となる方

令和3年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和5年分は消費税の課税事業者に該当します。



※ 令和3年分とは、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

※ 令和3年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和4年1月1日から令和4年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和5年分は消費税の課税事業者に該当します。この場合、納税地の所轄税務署長に「**消費税課税事業者届出書（特定期間用）**」を提出する必要があります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

### 簡易課税制度の選択の届出

令和3年分（基準期間）における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。令和5年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、**令和4年12月31日までに**、納税地の所轄税務署長に「**消費税簡易課税制度選択届出書**」を提出する必要があります。

### 簡易課税制度とは

課税期間における課税売上げに係る消費税額に、事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。

### 注意事項

- 課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。
- 一般課税で申告される方（簡易課税制度の適用を受けない方）が仕入税額控除を適用するためには、区分経理（取引等を税率ごとに区分して記帳するなどの経理）に対応した帳簿及び請求書等（区分記載請求書等）の保存が要件となります。
- 区分経理を行うことが困難な中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者）の方には、**経過措置として、売上税額の計算の特例**が設けられています。  
※ 売上税額の計算の特例は、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間、適用することができます。

※ 消費税の届出や、帳簿の記載方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。

※ 「消費税課税事業者届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」等の各種届出書はe-Taxでも提出できます。詳しい手続については、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) でご確認ください。